

平成 26 年度決算外二件(省庁別審査・国会、会計検査院ほか)

[議事録 2/3]

・委員会会議録の補足掲載

速記不能の箇所を会議録に補足掲載した例の総件数

速記を開始したことを補足掲載した例、附帯決議を行ったことを補足掲載した例

○吉川沙織君

この会議録で、こうやって静かな状況でしたら全て文字をきれいに取っていただくことはできると思いますが、例えば議場が騒然となったり大きな声があるような議員からなされているとき、つまり聴取不能となった場合、この箇所を例えば議長や委員長の権限で補足掲載することがあるかも知れません。音として聞こえていないものを補足掲載ということは本来あってはならない、原則の例外中の例外だと思いますが、参議院委員会先例録 302 では、「速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例」として過去例が挙げられています。例として存在する以上、総件数について、参議院と衆議院それぞれで把握していると思いますが、その総件数について参議院と衆議院に伺います。



○事務総長(中村剛君)

お答えいたします。

速記不能の箇所を会議録に補足掲載した例ですけれども、遡って参議院は 26 例ございます。

○衆議院事務総長(向大野新治君)

平成 15 年版の衆議院委員会先例集、この柱の 278 の備考の 2 に、「委員会の議事に関する速記不能の箇所を、衆議院公報所載の委員会議事経過を転載して補ったことがある。」ということが記載されているんですが、ここにあるのが 6 例でございます。

ただ、これが全部かどうかというのはちょっと



確認はできないですが、そこには 6 例載っているということでございます。

○吉川沙織君

今、参議院において、聞き取れずに、どうしても聞き取れずに補った例は 26 例あり、衆議院では、全てではないかもしれないがと前提付きの答弁でございましたが、6 例ということございました。20 例、衆議院と参議院で補足掲載した、しなかったの差がここから如実に分かります。



では、26 例と 6 例あるとするならば、最近の例について少し見てみたいと思いますが、その前に、今、衆議院事務総長は答弁の中で、衆議院委員会先例集の例を引かれました。

この速記不能の箇所について補足掲載するにしても、衆議院と参議院の場合で方法は異なります。参議院においては、衆議院より、より直接的に議長なり委員長なりの会議録

作成権限を表面に出して、権限に基づく議事経過の補足掲載を参議院の方が単刀直入に行っているということもあって、件数が多いということは一つの側面として言えると思います。

ここで確認させてください。速記不能の箇所を補足掲載した例において、一番最も近い例、参議院と衆議院、それぞれ伺います。

○事務総長(中村剛君)

お答えいたします。

直近の例でございますけれども、昨年の通常国会、9 月 17 日の平和安全特の例が直近の例です。

○衆議院事務総長(向大野新治君)

衆議院の場合、現在確認できる直近の事例は、第 61 回国会、昭和 44 年 7 月 24 日の文教委員会の事例でございます。

○吉川沙織君

今、参議院で直近の補足掲載の例は昨年の第 189 回国会平和安全特の例、衆議院は第 61 回国会、昭和 44 年 7 月 24 日の文教委員会の例。私、昭和 51 年の生まれでございますので、私が生まれる前の例が最後だということになりますが、ここで重ねて伺います。

会議録の補足掲載部分で速記を開始した例というのは過去にあるのかどうか、参議院に伺います。

○事務総長(中村剛君)

御質問は、会議録の末尾に「速記を開始」という文言を入れた例があるかということでありませうけれども、それは昨年の平和安全特の例が一例でございます。

○吉川沙織君

昨年の平和安全特一例のみということでございますが、そもそも速記不能となる前に速記を中止した例が前の 25 例はなかったということだと思います。

それでは、引き続き参議院事務総長に伺いますが、会議録の末尾の補足掲載部分で附帯決議を行ったとした例があるのか否か、伺います。



○事務総長(中村剛君)



お答えいたします。

その「附帯決議を行った。」という文言が会議録の末尾に掲載されている例という意味だと思いますけれども、それは先ほどと同様ですが、昨年の 9 月 17 日の平和安全特の一例でございます。

○吉川沙織君

補足掲載、末尾のところで速記を開始した例も去年の平和安全特一例、それから「附帯決議を行った。」と補足掲載の部分で書いたのも一例ということでございますが、その理由について伺います。

○事務総長(中村剛君)

先ほど、会議録末尾に議事経過を掲載したのが全部で 26 例であると申しました。その昨年の 9 月 17 日の例を除くあとの 25 例については、附帯決議を議題としておりませんので、書いていないということであろうと思います。

○吉川沙織君

会議録に、しっかりと音が聞き取れない状態で、でも議事経過を載せざるを得ない。つまり、議長や委員長がその権限を全面的に押し出して議事経過を補足掲載するということを意味する。議場が騒然としていたり、議員がいろんな発言をしていたりして聴取不能だったりするため、そもそも附帯決議はそのような環境で本来行われるようなものではない、だからこそこれまでに一例もなかったんだと思います。



昨年の平和安全特別委員会では、会議録の補足掲載部分において、「なお、両案について附帯決議を行った。」とされていますが、提出者がここからは読み取れません。提出会派もここからは読み取ることができません。このような例は過去にあるのかどうか、伺います。

○事務総長(中村剛君)

提出者の氏名と会派が明らかでないということでありませけれども、これについては昨年の9月17日の平和安全特の例が一例あるだけでございます。以上です。



○吉川沙織君

附帯決議は、私も会派を代表して提出をし、読み上げたことがございますが、提出をする際に賛同する会派名を名のり、それからその附帯決議を提出する議員自身がそれを読み上げて、しっかりと会議録に残ります。しかし、昨年の平和安全特委では、補足掲載の部分で、「なお、両案について附帯決議を行った。」とされているだけで、提出者も分からなければ提出会派もどこをどう読んでも分かりません。

更に言えば、附帯決議を行ったとされているんですが、当日のこの委員会の会議録からは附帯決議の内容は読み取ることができません。このような例は過去にあるのでしょうか。

○事務総長(中村剛君)

お答えいたします。附帯決議の内容は、附帯決議の提出者が委員会でその内容を読み上げますので、会議録を読めば分かる形になります。昨年の9月17日の会議においてはそれができていないということだと思います。

○吉川沙織君



昨年の9月17日、平和安全特委の会議録の補足掲載部分では、先ほどから申し上げておりますとおり、「なお、両案について附帯決議を行った。」としているにもかかわらず、提出者も提出会派も明らかでない上、当日の委員会会議録からは附帯決議の内容も読み取ることができないということが改めて明らかになりました。

しかしながら、先例のない、前例のない形で、こういう形で附帯決議を行ったと補足掲載したのであれば、どこかでそれが読めなければならないと思います。読める場所を教えてください。

○事務総長(中村剛君)

お答えいたします。

9月17日の例に即して言えば、9月17日に鴻池委員長から山崎議長に提出されました審査報告書の末尾に附帯決議は添付されているはずでございます。それから、この当該議案が本会議にかかりました9月19日の本会議会議録の末尾にその審査報告書全体が掲載されていると思いますので、そこを読めば分かるということでございます。

以上です。

○吉川沙織君

委員長から議長に提出される審査報告書の中に掲載をされ、さらに参議院会議録、これを全て読めば分かるということございました。

ここにいらっしゃる議員の皆さんもこの官報号外、参議院会議録、先ほど申し上げましたとおり、議案類印刷費から支出をされて印刷され、配付されているものですから、必ず各議員の事務所に届いているものだと思います。ただ、全ての配付物に目を通すかといえば、そうではないと思いますし、この参議院会議録見れば、その附帯決議は、審査報告書が小さい字で最後に書かれているだけで、40ページ中、30ページまでめくってやっと読み取ることができるような状況でございます。これは、この会議録を見てこの末尾に審査報告書が載っているということを知っ



ていなければ、たどり着くことはできないものと考えられます。

実際、ここにいらっしゃる議員のどれほどの方が、委員長が議長に提出する審査報告書が毎回付いていて、参議院会議録の末尾に小さく掲載されているということを、そしてそこに附帯決議の内容が書かれているということを、どれほどの方が御存じなのかという思いに駆られています。

更に申し上げるならば、審査報告書の中で附帯決議を辛うじて読むことはできますが、これを読んだとしても、やっぱり提出者や提出会派はここから読み取ることはできません。後世に参照され続ける記録としては不十分であると指摘せざるを得ない側面がどうしてもあると思います。



そこで、また違う観点から指摘をしたいと思います。昭和55年7月25日、第92回国会で、

当時の議長は、参議院改革協議会において、「開かれた参議院」として国民が審議内容等を容易に知り得るよう改善に努めたい」などとする提言を行いました。

さらに、昭和56年7月3日、第94回国会閉会后、参議院改革協議会小委員会は、この提言を踏まえ、「国民に開かれた国会」という指針の下に、「会議録の配付、閲覧等による情報の提供拡大」等の広報拡充計画要綱を決定しています。

さらに、続いて、昭和60年11月20日、議長への答申で、国会会議録検索システムの構築について関係機関と共同して検討を開始し、平成4年には、衆議院、国立国会図書館と会議録フルテキスト・データベース検討会の設置に至り、現在の国会会議録検索システムが存在しています。

今取り上げました去年の9月17日の平和安全特委の附帯決議については、9月17日当日の委員会会議録からは読めないことがこれまでの質疑の中で明らかになっているところでありますが、国会会議録検索システムではこれは検索に引っかかるのでしょうか、国立国会図書館に伺います。

○国立国会図書館長(羽入佐和子君)



お答えさせていただきます。

当該の附帯決議につきましては、本会議の会議録に審査報告書の一部として掲載されていますが、検索の対象とはなっておりませんので、検索することはできません。

○吉川沙織君

確かに、私も一生懸命検索して、この附帯決議どこで読めるんだろう、どんな内容なんだろうと思って何回も検索をしました。ようやくこの官報号外、参議院会議録で読み取ることが40ページ中の30ページ目できましてけれども、検索には引っかかりません。

強いて言えば、9月19日参議院会議録、つまり、この日の本会議の会議録を指定した上で、国会会議録検索システムの画像を選択というところがあります。これ、PDFかTIFF形式を選ぶことになっているんですが、PDFかTIFF形式を選択し、画像を表示させた上で、40ページある中の30ページまでスクロールさせてやっと見付けることができるような状態です。しかも、PDFは透明テキスト付きPDFではないため、そこに掲載が絶対されているということを知らなければ、見付けることはほぼ不可能であると言わざるを得ません。

では、なぜ国会会議録検索システムで昨年9月17日の平和安全特委の附帯決議が検索できないのか、その理由について教えていただければと思います。

○国立国会図書館長(羽入佐和子君)



御指摘のとおりでございます。当該の附帯決議につきましては、記録された発言内容としては議事録に含まれておりません。そのために検索の対象になっていません。

と申しますのは、国会会議録検索システムにおける検索対象というのは、本会議及び各委員会において記録された発言内容、また日付、出席者、案件などであるため

です。以上でございます。

○吉川沙織君

つまり、国会会議録検索システム、これは私たちの先人である議会の先輩が、開かれた参議院、開かれた国会、情報公開を国民の皆様幅広く行う、こういう趣旨で、すごい年月を掛けてつくってきたものです。平成11年から一部運用開始、平成13年4月から衆参の本会議と全委員会の会議録情報に拡大されて、しっかりと今は国会図書館がそれを運用していただいています。国民の皆様にとって最も身近な会議録の情報検索ツールは、もう今や国会会議録検索システムであると言えると思っています。



例えば、今申し上げたとおり、それまで国会会議録検索システムはテキストで検索して、そのときに画像を見たければ TIFF 形式しか選択できませんでした。平成 26 年 12 月 22 日には PDF にもこれが拡充されて、より国民の皆様にとって議会の情報が行き渡るような形になりました。

でも、去年の 9 月 17 日の補足掲載されて、行ったとされる附帯決議については、それすら読むことができません。これは、議会の先人が一生懸命つくってきた開かれた国会という趣旨にももとのものではないかと思っています。

続きの議事録(3/3)は、[こちら](#)です。